

長野県環境エネルギー戦略

【中間見直し】 平成 30 年 3 月 長野県

長野県環境エネルギー戦略及び中間見直しの根拠

平成 25 年 2 月に策定された長野県環境エネルギー戦略（以下「現計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び「長野県地球温暖化対策条例（平成 18 年長野県条例第 19 号）」第 8 条に基づく地球温暖化対策を推進するための県民計画であり、計画期間は 2013（平成 25）年度から 2020（平成 32）年度までの 8 ケ年です。なお、長野県の気候変動への適応計画としての役割も有しています。

現計画は、国際的な地球温暖化対策の進展やエネルギーの制約状況の変化など、8 ケ年の計画期間中に生じる国内外の社会経済情勢の変化に基づき、必要な見直しを適宜行うこととしています。

このため、現計画の上位計画である「長野県総合 5 か年計画（計画期間：2013 年度～2017 年度）」及び「長野県環境基本計画（計画期間：2013 年度～2017 年度）」との連携及び整合を図る上で、両計画の改定作業と時期を同じくし、現計画 5 年度目となる 2017（平成 29）年度を中間的な見直し時期として予め定めています。（現計画第 4 章第 1 節及び第 3 節）

中間見直し結果

中間見直しにおいては、現計画の策定以後の県内外の情勢の変化や、目標に対する進捗の現況及び各施策のこれまでの運用状況等を踏まえるとともに、持続可能な社会の実現のため 2030 年までに達成すべき 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられた SDGs^{※1}（持続可能な開発目標）の視点を盛り込み、長野県総合 5 か年計画や第四次長野県環境基本計画と整合を図りながら一体的に検討を行いました。

その結果として、現計画の目標の達成に向けて取組が必要な以下 8 項目の施策について、現計画第 4 部「政策」に記載された策定時からの施策に追加して統合的に推進します。

※計画の終期（2020 年度まで）に変更はありません。

1 電力需要について



電力の供給設備は、最大電力に合わせて整備されています。そのため、最大電力を抑えることができれば、その分だけ設備を整備する必要がなくなり、社会全体で負担するコストを抑えることにつながります。

近年、長野県では年間の電力需要量の削減が進む一方、冬季で最大電力の抑制に足踏みが見られることから、県内の節電を適切に推進するため、電力事業者と連携して電力需要の構成内訳といった電力需要の実態の把握に向けた研究を推進します。

2 県民の環境分野の行動変容について



気候変動やエネルギー問題は、環境のみならず経済・社会全般に深く関わる課題であることから、県内の全ての主体がこれらの複合的な影響について理解を深め、連携して取り組むことが不可欠です。

このため、「信州ESDコンソーシアム^{※2}」やユネスコスクール^{※3}などの団体と連携し、環境教育に加えて経済・社会の課題を学ぶESD（持続可能な開発のための教育）を推進することで、持続可能な社会を支える人材を育成します。

また、環境エネルギー分野の実践的な行動の変容につなげるため、県内の環境教育に関する情報を一元化して統合的に発信し、地域における環境教育や体験機会に県民が参加しやすい環境を整備するとともに、企業を含む多様な主体の学習意欲を喚起する参加型の環境教育・体験機会を提供する団体等の活動を支援します。

3 中小規模事業者の省エネルギー対策について



温室効果ガスの大幅な削減が必要な業務部門に占める割合の多い中小規模事業者に対し、実情に即した省エネルギー対策を促進するため、総合的な相談窓口を設置し、市町村や商工団体、金融機関等の連携によるエネルギー管理の相談体制の確立を支援します。

特に、業務部門の中でも温室効果ガスの削減の効果が期待できる宿泊業、病院等の業種に対する重点的な省エネルギー対策を支援するため、同業種間の省エネルギー対策の実施の程度を比較できる指標（ベンチマーク）の作成や、簡易的な省エネ診断による意識変容と事例の創出を進めます。

さらに、ベンチマークを活用した普及啓発を業界団体や専門家と連携して実施する等により、経営改善の観点を含めた省エネルギー化を促進します。

また、大規模事業者を対象とした「事業活動温暖化対策計画書制度」への中小規模事業者の任意参加を促進し、温室効果ガス排出量等の把握と計画的な省エネ対策の実施を促します。

4 既存建築物の省エネルギー対策について



既存建築物の環境エネルギー性能を高める改修を誘導するため、建築物の環境や省エネルギー性能に対する所有者の意識の段階に応じた情報を効果的に提供します。主には、県有施設や公営住宅、既存住宅の改修機会を捉え、建築物の種類ごとに断熱改修等のモデルとなる事例を創出するとともに、光熱費の削減や快適性の向上、健康の増進など、改修の効果に係る総合的な情報の周知・啓発を行い、建築物の省エネ性能等に対する所有者の関心を高めます。

加えて、住宅流通時における既存住宅状況調査（インスペクション^{※4}）など、企業や団体が県民と接する機会を活用し、既存建築物の環境エネルギー性能を簡易的に診断する仕組みを構築することで、断熱改修等の検討の初期段階における投資判断を促します。

また、県有施設については全庁的にLED化を推進するとともに、大規模施設はE S C O事業^{※5}の導入検討を積極的に行うなど、県自ら率先して計画的な省エネルギー対策事業を推進します。

5 交通部門の低炭素化について



自家用車に過度に依存しないまちづくりを実現するため、道路延長の縮減や公共交通の利便性の向上、自動車交通の制御等に着眼した集約的なまちづくり計画を策定する市町村と連携し、持続可能で環境負荷の低い交通まちづくりにおける先進的なモデル事例の創出を目指します。

また、自転車は温室効果ガスを排出しないことに加え、利用の促進によって都市空間の有効利用や健康増進など多くの便益が見込めることから、環境負荷の低い交通手段の一つとして自転車を位置付け、安全教育の徹底や自転車通行空間の整備など、ソフト・ハードの両面から自転車の利用環境の整備を進めます。

さらに、欧州では河川沿いに広域のサイクリングルートが国や州によって整備され、沿線の自転車道と接続することで誰もがサイクリングを楽しめる観光資源として機能しています。

長野県においても、健康増進効果や誰でも楽しめる手軽さなど自転車が持つ魅力を活用し、市町村や公共交通機関等と連携して、サイクルツーリズムを推進します。

6 地域主導型自然エネルギー事業について



地域主導型の自然エネルギー事業の案件を創出するため、業界団体や既存の産業ネットワーク構造を活用し、上水道施設、医療・福祉施設などこれまで情報が届かなかった地域の潜在的な事業主体に対して効果的に情報を提供しながら、事業化の支援を実施します。

小水力発電やバイオマス発電など、固定価格買取制度を活用した自然エネルギー発電の地域主導による事業化について、地域金融機関の融資と協調した収益納付型補助金により支援します。

また、バイオマスボイラーや太陽熱温水設備の導入など、固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減します。

さらに、自然エネルギーや省エネルギーを活用した地域づくりを推進するため、市町村が地域コミュニティ等の参画を得て設立する協議会の活動を支援します。

地上に設置する場合と比較して環境への負荷が少ない建築物の屋根での太陽光発電・太陽熱の利用を促進するため、そのポテンシャルを公表するとともに、太陽光発電と電気自動車との連携、省エネ改修とセットでの施工などの普及モデルを示しながら、自動車業界、住宅業界、金融業界等他分野と協働してその拡大に取り組みます。

一方、メガソーラーをはじめとする太陽光発電所の開発に伴い景観や森林等への影響が懸念されることもあるため、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」により市町村等の適切な対応を支援する等、地域と調和した太陽光発電を推進します。

7 省エネルギー・自然エネルギーに係る産業クラスターについて



住宅の環境エネルギー性能の向上に資する断熱部材や小水力発電の普及に繋がる発電システムの製品化、太陽光発電の保守管理に係るサービス提供体制の構築など、県内事業者による環境エネルギー分野での技術やノウハウの産業化の取組について、産官学民連携の「環境エネルギー分野の産業化研究会」により支援します。

自然エネルギーによる電気の地域への供給などの社会インフラの整備について、先進モデルとなるシュタットベルケ※⁶（地域インフラ事業体）が普及するドイツとのネットワークを活用しながら、長野県に適した地域の活性化に資する仕組みを検討します。

8 気候変動への適応策の推進について



一般的に気候変動の影響が大きいとされる農業・防災・生態系・暑熱などの分野を中心に、各分野の国の研究機関や大学と連携し、農作物の品質・収量や水・土砂災害の発生確率など、2030年代以降における気候変動の具体的な影響予測を、未だ発現していない影響も含めて網羅的に行います。

県内の気象情報を保有する国や県等の50機関で構成する「信州・気候変動モニタリングネットワーク」や、研究機関との連携により得られた多面的かつ網羅的な影響予測に基づいて、社会全体として気候変動に適応する上で要求される具体的なニーズを明確化します。

その上で、気候変動に適応する技術・製品・サービス・政策の開発・立案を行うため、行政、企業、研究機関等の49機関で設立した「信州・気候変動適応プラットフォーム」においてこれらのニーズを共有し、農作物の品種改良や水・土砂災害対策など、幅広い分野における各主体による適応策の検討及び社会実装を促します。

また、日常生活において県民が直面する気候変動の影響やリスク、一人一人が実践できる対策等について、県民への分かりやすい情報提供・共有を活発化し、適応の必要性に関する理解を促進します。

用語の解説

※1 SDGs

「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略称。2015(平成27)年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17のゴール(目標)のこと。経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴールと、ゴールごとに設定されたより具体的な169のターゲットから構成される。

※2 信州ESDコンソーシアム

長野県全域へのESD活動の普及と定着を目標として、信州大学が中心となり、各種団体や学校等の教育機関などが参画して取組を進めている共同体。

※3 ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校。国では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。

※4 インスペクション

住宅流通時や新築入居時、リフォーム実施時などに行われる、基礎・外壁等のひび割れや欠損といった建物の構造安全性や日常生活上の支障となりうる劣化の有無等を把握する調査の総称。このうち「既存住宅状況調査」は、国土交通大臣が登録した講習実施機関が行う既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が、定められた基準に従って行う既存住宅の調査を指す。

※5 ESCO事業

Energy Service Company 事業の略称であり、省エネルギーを企業活動として行い、省エネルギーに関する包括的なサービス(省エネルギー診断・設備機器等の整備・省エネルギー効果の検証・設備機器等の維持管理等)を提供する事業。ESCO事業を行う事業者は、省エネルギー量を保証し、省エネルギーによって削減された光熱費分で、顧客の利益、ESCO事業者の経費(運転管理に要する経費・報酬等)、設備導入に係る返済をまかなう。

※6 シュタットベルケ

ドイツにおける、自治体が出資する公益事業体のことを指す。電力、ガス、熱供給といったエネルギー事業を中心に、上下水道、公共交通、廃棄物処理、公共施設の維持管理など、市民生活に密着したきわめて広範なサービスを提供している。シュタットベルケは、これらのサービス提供を可能にするためのインフラの建設と維持管理を手掛ける、独立採算制の公益的事業体である。



しあわせ信州

長野県環境エネルギー戦略
～第三次 長野県地球温暖化防止県民計画～
【中間見直し】

平成30年3月

長野県 環境部 環境エネルギー課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の2
電話：026(235)7022 FAX：026(235)7491
e-mail kankyoene@pref.nagano.lg.jp